

農林水産大臣管轄漁場における共同漁業権（農共第 1 号）漁業内容

九州漁業調整事務所

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	免許年月日	制限又は条件
第一種共同漁業	かき漁業	1/1~12/31	R5/9/1~R15/8/31	R5/9/1	
〃	あさり漁業	〃	〃	〃	
〃	からすがい漁業	〃	〃	〃	
〃	はまぐり漁業	〃	〃	〃	
〃	ばい漁業	〃	〃	〃	
〃	あかがい漁業	〃	〃	〃	
〃	くまさるぼう漁業	〃	〃	〃	
〃	もがい漁業	〃	〃	〃	
〃	にし漁業	〃	〃	〃	
〃	たいらぎ漁業	10/1~翌 5/31	〃	〃	
〃	しおふき漁業	1/1~12/31	〃	〃	
〃	あげまき漁業	〃	〃	〃	
〃	まてがい漁業	〃	〃	〃	
〃	うみたけ漁業	〃	〃	〃	
〃	はいがい漁業	〃	〃	〃	
〃	たこ漁業	〃	〃	〃	
〃	え 餌むし漁業	〃	〃	〃	
〃	しゃこ漁業	〃	〃	〃	
〃	いそぎんちゃく漁業	〃	〃	〃	
〃	しゃみせんがい漁業	〃	〃	〃	
第二種共同漁業	三尺網漁業	1/1~12/31	R5/9/1~R15/8/31	R5/9/1	(ア) 三尺網漁業に使用する網は、長さ 500 メートル以内、網幅 1.5 メートル以内、操業時の網の高さ 1 メートル以内、網目は 3.4 センチメートル以上でなければならない。 (イ) 同一人で 1 箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。
〃	あみもじ網漁業	〃	〃	〃	
〃	こうもり網漁業	〃	〃	〃	
〃	待網漁業 (繁網、手押網漁業を含む)	〃	〃	〃	
〃	かにかご漁業	〃	〃	〃	
〃	いかかご漁業	〃	〃	〃	
〃	あなごかご漁業 せん (釜を使用するものを含む)	〃	〃	〃	
〃	うなぎかご漁業 せん (釜を使用するものを含む)	〃	〃	〃	